

8-1 課税状況

(1) 課税状況

区分	課		税		控		除		課税実数		免 税			
	一般税率適用		特例税率適用		計		酒税法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災害減免法 〔第7条第1項〕		未納税移出	輸出免税		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量		
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	kL		
清 酒	3,786	370,424	8	659	3,795	371,082	47	4,846	-	-	3,748	366,236	855	285
合 成 清 酒	1,346	134,557	-	-	1,346	134,557	23	2,273	-	-	1,323	132,284	16	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	12,914	2,637,185	7	541	12,921	2,637,726	244	54,677	-	-	12,676	2,583,050	497	4
単 式 蒸 留 焼 酎	415	88,415	24	1,924	439	90,339	51	12,241	-	-	387	78,098	127	4
み り ん	X	X	-	-	X	X	X	X	-	-	X	X	X	X
ビ ー ル	115,960	20,982,562			115,960	20,982,562	12,105	2,190,722	-	-	103,854	18,791,840	5,164	787
果 実 酒	3,069	279,693	86	6,006	3,155	285,700	68	6,181	-	-	3,086	279,517	2,132	14
甘 味 果 実 酒	42	6,854	14	1,122	56	7,976	0	21	-	-	56	7,955	11	1
ウ イ ス キ ー	311	137,882	290	23,162	601	161,045	22	8,812	-	-	579	152,232	2,054	46
ブ ラ ン デ ー	X	X	-	-	X	X	X	X	-	-	X	X	X	X
原 料 用 ア ル コ ー ル	0	23	-	-	0	23	0	0	-	-	0	23	3,276	-
発 泡 酒	66,570	8,950,328			66,570	8,950,328	3,163	424,765	-	-	63,407	8,525,562	5,732	120
そ の 他 の 醸 造 酒	6	593	-	-	6	593	0	0	-	-	6	593	-	-
ス ピ リ ッ ツ	197	43,591	12,524	1,001,899	12,722	1,045,490	101	10,877	-	-	12,619	1,034,614	7,653	103
リ キ ュ ー ル	620	98,030	13,634	1,090,733	14,254	1,188,763	399	48,441	-	-	13,856	1,140,322	7,166	79
粉 末 酒 ・ 雑 酒	-	-	0	1	0	1	-	-	-	-	0	1	-	-
軽 減 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 149,611	-	-
合 計	205,404	33,736,713	26,589	2,126,049	231,994	35,862,758	16,371	2,766,754	-	-	215,619	32,946,396	34,696	1,453

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製造場から移出された酒類等について、令和7年4月30日までの申告又は処理による課税実績を示したものである。

用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

「軽減額」とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）（以下「令和5年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第87条（以下「措置法」という。）の規定による軽減額であり、令和5年改正法附則第54条、第55条又は第63条の規定による軽減額は、各品目の税額に含んでいる。

- (注) 1 「特例税率適用」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。  
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者とその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。  
 3 税関分は含まない。

## (2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円
令和2年度	3,186	324,731	1,063	106,141	14,402	2,900,955	82,689	17,367,073	99,276	10,089,965	200,614	30,788,867
令和3年度	3,316	324,530	1,108	110,677	13,470	2,721,299	81,095	16,189,877	95,286	10,566,465	194,273	29,912,850
令和4年度	3,946	390,398	1,001	100,071	13,121	2,640,673	90,876	18,133,638	88,408	9,818,335	197,352	31,083,117
令和5年度	3,901	366,171	1,075	107,425	12,255	2,463,960	95,893	18,239,280	88,751	10,191,964	201,880	31,368,798
令和6年度	3,748	366,236	1,323	132,284	13,063	2,661,148	103,854	18,791,840	93,632	11,144,502	215,619	32,946,396

(注) 1 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

2 令和6年度の各品目の税額について、令和5年改正法による措置法第87条の規定の適用を受ける酒類は、同法第87条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の「計」の税額については、同法第87条の規定を適用(149,611千円)した金額である。

## (3) 都道府県別課税状況

県名	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりん		ビール		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	
北海道	3,748	366,236	1,323	132,284	12,676	2,583,050	387	78,098	X	X	103,854	18,791,840	北海道
合計	3,748	366,236	1,323	132,284	12,676	2,583,050	387	78,098	X	X	103,854	18,791,840	合計

県名	果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	
北海道	3,086	279,517	56	7,955	579	152,232	X	X	0	23	63,407	8,525,562	北海道
合計	3,086	279,517	56	7,955	579	152,232	X	X	0	23	63,407	8,525,562	合計

県名	その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒・雑酒		軽減額		合計		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	
北海道	6	593	12,619	1,034,614	13,856	1,140,322	0	1	-	△ 149,611	215,619	32,946,396	北海道
合計	6	593	12,619	1,034,614	13,856	1,140,322	0	1	-	△ 149,611	215,619	32,946,396	合計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区分	製成数量等					手持数量 〔令和7年3月31日現在〕
	製成 ①	アルコール等 混和 ②	焼酎の品目別 アルコール分 等変更 ③	用途変更等 ④	計 〔①+②+ ③-④〕	
清酒	kL (2,957)	kL	kL	kL	kL (2,956)	kL (2,822)
	3,199	-		30	3,171	3,125
合成清酒	(774)				(774)	(27)
	1,237	-		-	1,237	44
連続式蒸留焼酎	11,520	-	311	460	11,371	2,000
単式蒸留焼酎	213	-	269	268	216	769
みりん	4	-		-	4	13
ビール	104,563	-		344	104,218	2,227
果実酒	2,997	-		169	2,828	6,013
甘味果実酒	36	-		7	28	58
ウイスキー	250	-		1	249	383
ブランデー	10	-		2	8	8
発泡酒	74,447	-		8,222	66,226	1,735
その他の醸造酒	7	-		2	5	1
原料用アルコール ・スピリッツ	9,076	-		867	8,209	151
リキュール	12,268	-		1,482	10,784	678
粉末酒・雑酒	-	-		-	-	1
合計	219,825	-	580	11,850	208,552	17,206

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。  
 2 ( ) 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。  
 3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度にそれぞれ換算したものである。

## (2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウイスキー・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原料用アルコール ・ ス ビ リ ッ ツ	リ キ ュ ー ル	粉 末 酒 ・ 雑 酒	合 計
令 和 2 年 度	2,736	892	12,609	159	6	80,791	3,481	38	22,919	12,238	1,732	50,553	-	188,156
令 和 3 年 度	2,833	970	12,061	109	6	80,180	3,185	158	22,892	10,749	957	46,129	-	180,236
令 和 4 年 度	2,961	811	11,588	164	6	91,278	3,005	240	21,092	9,252	3,972	42,633	-	187,004
令 和 5 年 度	3,121	976	10,589	206	X	101,476	3,955	X	38,280	X	9,295	25,488	1	198,150
令 和 6 年 度	3,171	1,237	11,371	216	4	104,218	2,856	257	66,226	5	8,209	10,784	-	208,552